

## シャローム若葉 介護予防訪問入浴介護事業者運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三育ライフが開設するシャローム若葉訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要支援の状態にある高齢者（以下「要支援者」という）に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本事業所の職員は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な入浴介護の援助を行ない、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るものとする。

### (運営方針)

第3条 本事業所において介護予防訪問入浴介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを提供する
- 3 利用者、又はその家族に対し、サービスの内容及提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 利用者の要支援の軽減、もしくは悪化の防止、または要支援状態となることの予防になるように適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供するサービスの質の管理、評価を行い、その改善を図る。
- 6 居宅サービス計画の介護予防計画に沿った介護予防訪問入浴介護を提供する。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 シャローム若葉
- 2 所在地 千葉市若葉区桜木 5-15-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は職員等の管理及び業務の管理を行なう。
- 2 看護職員 常勤（兼任）0名  
非常勤（兼任）4名 計4名

看護職員は、利用者及び家族からの健康上の情報を収集し、健康チェック等を行い、

利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が適切なサービスを利用する為に必要な処置を行う。

3 介護職員 常勤（兼任）1名  
非常勤（兼任）2名 計3名

介護職員は、介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し必要な介護、介助を行う。

二 前項の介護予防訪問入浴介護サービス従事者のうち少なくとも一人は常勤とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（定休日は土曜日、日曜日）  
ただし、12月29日から1月3日までを除く
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

（設備及び備品等）

第7条 本事業所は、事業運営を行なうために、必要な広さを有する専用区画を設け、指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供に、必要な浴槽の設備・備品等を備える。

（介護予防訪問入浴介護サービスの内容）

第8条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 健康状態の確認  
あらかじめ利用者に入浴許可に関する意見を求め、サービス提供時に利用者及び家族から近況や健康状態を確認し、必要な健康チェックを行う。
- 二 入浴の方法  
利用者の居宅において入浴介護を実施する。その際に必要な事項は次のとおりである。
  - ・入浴形態 入浴車からの給湯 浴室に湯を溜める給湯
  - ・介助の内容 必要に応じて行う。
    - ア 衣類の着脱
    - イ 身体の洗身、洗髪、整髪（必要に応じて清拭）
    - ウ その他浴槽で出来る機能訓練及び必要な介助
- 三 その他
  - ア 準備、後始末の介助
- 四 相談援助業務  
利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談、助言を行う。

（介護予防訪問入浴介護サービス計画書の作成等）

第9条 介護予防訪問入浴介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族並びに介護者の状況、物理的環境を充

分に把握し、個別に介護予防訪問入浴介護サービス計画書を作成する。また、すでに居宅サービス計画書が作成されている場合はその内容に沿った介護予防訪問入浴介護計画を作成する。

- 2 介護予防訪問入浴介護サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

(介護予防訪問入浴介護サービスの利用料)

第10条 本事業所が指定介護予防訪問入浴介護を提供したときの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスである時その1割の額とする。但し、次に掲げる項目については別の利用料金の支払いを受ける。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は別に定める料金とする。
- 二 前項の費用の支払いを含むサービス提供の際には、事前に利用者又はその家族に対して、必要な書類を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記者捺印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は千葉市若葉区・中央区及び四街道市鷹の台とする。（その他地域については要応談）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定介護予防訪問入浴介護を受ける際には、次に上げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者及びその家族は、サービス利用にあたって、当該事業所職員に協力する。
- 二 利用者及びその家族は、サービス利用時に利用者の体調や変化など留意すべき事柄があれば、当該事業所職員に申し出る。
- 三 利用料及び利用者が負担すべき費用は遅滞無く支払う。

(サービス提供記録の記載)

第13条 介護予防訪問入浴介護サービスを提供した際には、その提供者及び内容、当該介護予防訪問入浴介護について支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密又は個人情報について、利用者または、第三者の生命、身体等危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も秘密保持を厳守する。

(苦情処理)

第15条 提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為に受付窓口の設置、担当者を配置する。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護予防訪問入浴介護の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。但し、自らの責めに期す事由によらない場合は、この限りではない。

(衛生管理)

第17条 介護予防訪問入浴介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意する物とする。

(緊急時における対応方法)

第18条 介護予防訪問入浴介護の提供中に利用者の心身の状況に異変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(その他運営について留意事項)

第19条 当該事業所介護予防訪問入浴介護の良質サービス提供が出来るよう、研修の機会を設け、常に介護の質の向上を図る。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 一年に一回以上、施設内外研修、伝達講習に参加
- 2 職員は、勤務中常に身分証明書を携行し、利用者及び家族から求められたときは、これを掲示する。
- 3 当該事業所は、この事業を行うため、介護記録(ケース記録)、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この契約の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三育ライフと事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。